

広報

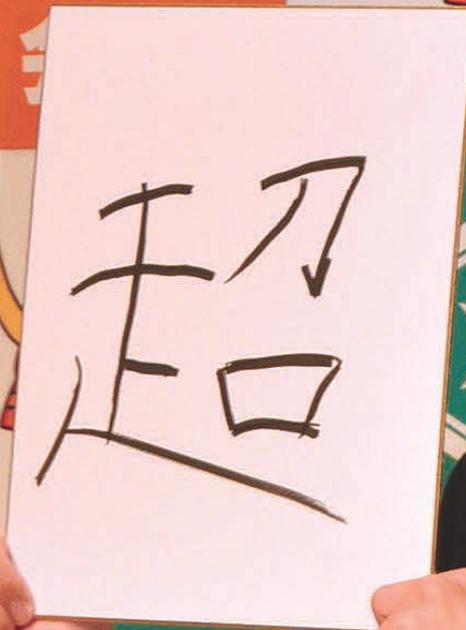
# 彦根市 ひこね

2016  
(平成28年)

2/1

平成36年  
滋賀国体  
主会場

国体  
会場



特集

空き家問題  
を考える

- 臨時福祉給付金  
申請期間は2月15日(月)まで …… 6
- 意見公募手続制度 …… 8
- 市・県民税と所得税  
および復興特別所得税の申告 …… 10
- がん検診を追加で行います …… 22

まちづくりから考える  
空き家の事情

近年、核家族化や少子化などを背景に、空き家の状況が、全国で問題になっていきます。

空き家になった建物が放置されて老朽化が進むと、安全性を損ねて近隣に被害を与えたり、景観や生活環境に深刻な影響をおよぼす原因になります。

そこで彦根市では、「彦根市空き家等の適正管理に関する条例(平成25年4月施行)」を作り、管理不全の空き家に対して指導を行っています。

市民の皆さんが安全、安心な毎日を過ごしていけるように、空き家について考えていきましょう。

問い合わせ先 函建築住宅課 ☎30・6123番、FAX24・8517番

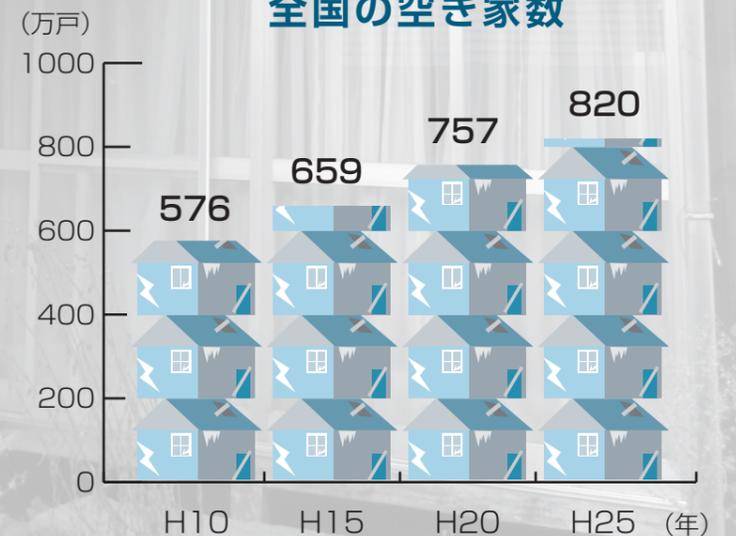
空き家は増加傾向

平成25年の総務省の調査によると、全国の空き家数は約820万戸で、平成20年に比べて約63万戸増加しました。

ちなみに、彦根市の空き家数は約1万戸で平成20年に比べて約1,500戸増加しており、今後も増加すると考えられます。

※空き家数は、アパートなどの共同住宅を含みます。

全国の空き家数



出典：総務省統計局  
住宅・土地統計調査

空き家とは

「空き家に対する法律が施行されました」

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空き家は「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」と定められました。これは、おおむね1年を通じて使用していない状態が基準となります。

この法律により、所有者などが空き家を放置することで、倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある

ものなどは、「特定空家」に指定されます。

特定空家に指定された場合、行政からの指導などに従わないと、住宅用地特例(※)から除外することや行政代執行により、市が空き家を解体することが可能になります。

※住宅用地特例とは

住宅の敷地にかかる税金は、その広さによって、次のとおり特例措置が適用されます。

①小規模住宅用地 200㎡以下の住宅用地の固定資産税を6分の1、都市計画税を3分の1にするもの。

②一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地で、固定資産税を3分の1、都市計画税を3分の2にするもの。300㎡の住宅用地であれば、200㎡が小規模住宅用地になり、残り100㎡が一般住宅用地に該当します。



市民の皆さんから寄せられる空き家の情報提供は、外壁・瓦の飛散や崩落および樹木などの繁茂といった内容が大半を占めています。

そのうち所有者などへの助言、指導により改善された件数は61件で、その内訳は、解体された物件が33件、草木の伐採などによる是正が21件、一部補修による是正などが7件になっています。

※件数は、平成25年4月～同27年12月までの合計です。

空き家の現状の一例



▶建物の雨といや瓦などの外部が傷んでいる



▶建物の瓦が落ちている



▶草木が繁茂している

市内の空き家  
情報提供数

172件  
(平成27年12月末)

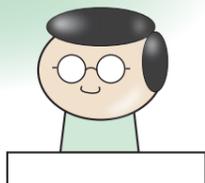


**市民**  
管理が行き届いていない空き家などの情報を、市に提供する。



**彦根市**

市民からの情報提供により、管理が行き届いていない空き家などを把握した場合は、実態調査を行い、管理不全な状態であると認めるときは、所有者に指導などを行う。



**所有者**

空き家などが周囲の生活環境に影響をおよぼさないよう、敷地も含め適正に管理する。



空き家は相続問題

空き家は個人の財産であり、管理は所有者で行う必要があります。それは相続人である場合も同様です。

もしも、空き家の管理が不十分であったために、瓦などが落ちて通行人に当たったような場合、所有者の責任になるため、管理不全の状態にならないように維持管理する必要があります。

親が亡くなったためその家を相続するなど、様々な理由によって空き家の所有者になる可能性があります。空き家の問題が発生する前に、住んでいる家をどうしていくのか・相続した場合は家をどう

するのかなどを話し合っておく事が重要です。

また、人がいなくなり、使われなくなった空き家は老朽化していき、様々な問題が発生します。空き家の所有者は、定期的な訪問確認や内部の換気を行っていただくようお願いいたします。

**空き家の所有者などへの指導**  
彦根市では、条例および法律に基づき、所有者に対して粘り強く指導していきますが、次のように解決に時間が掛かるものもあります。  
▼所有者が遠方に住んでいる場合  
▼所有者がすでに死亡している場合

空き家の確認事項

- ▶建物の塀、瓦、雨どいなどの外部が傷んでいる箇所はないか
- ▶草木が繁茂して、敷地から出ていないか
- ▶庭にごみがたまっていないか
- ▶郵便物がたまっていないか
- ▶室内に傷みや雨漏れがないか
- ▶玄関や窓の施錠ができていないか



空き家問題の解決にむけて

■空き家の活用をアドバイスし  
まず、滋賀県空き家管理等基盤強化推進協議会

条例を施行してから、空き家などに対する助言・指導などを行ってききましたが、これまでは彦根市からの一方的な指導になっていました。

これは、個人の財産である空き家の除却・活用などに、具体的な助言ができないことや空き家の売買・賃貸などに関与できないことが理由でした。

そこで彦根市では、空き家に対する相談体制の整備として、滋賀県空き家管理等基盤強化推進協議会と協定を締結しました（左写真）。



▶昨年10月に締結

できるよつになりました。空き家の活用などでお困りの場合は相談してください。

滋賀県空き家管理等  
基盤強化推進協議会

滋賀県建築士会を事務局とし、空き家の管理などに関わる者が連携して、県民からの相談を受け、支援します。その実績を重ねて専門家を育成することを目的として昨年4月に設立された組織です。

問い合わせ先 滋賀県空き家管理等基盤強化推進協議会（公益社団法人 滋賀県建築士会内）  
☎077・5221  
1615番、FAX077  
-1026-1600番

■町屋や古民家に再び光を  
小江戸ひこね町屋情報バンク

彦根の町屋に住んでみたい、活用したい人を対象に、「小江戸ひこね町屋情報バンク」で物件情報の提供とマッチングを行っています。

当バンクでは、昭和20年以前

に建てられた木造住宅の物件情報を募集しています。町屋のことでお困りのことがありましたらご連絡ください。

問い合わせ先 小江戸ひこね町屋情報バンク事務局（小江戸ひこね町屋活用コンソーシアム事務局内）  
☎23・2123  
番、FAX26・2730  
番、Eメール info@hikone-machiya.com

我が家の隣地は、ここ数年空き家となっています。幸い遠地に住んでいる所有者は、時折帰省して家を綺麗に管理しております。

強い彦根へ

彦根市長 大久保 貴

昨年、自治会から出された要望に対して現地確認をした時に、朽ち果てた空き家が多く、その対策は早急の課題であることを認識しました。少子高齢化が進む中、様々な要因から空き家の増加はある程度理解できますが、これらの活用を含め適切に対応する仕組みづくりが重要です。

ただ、所有者の方針や権利関係など複雑な問題も多く、簡単に進まない実情もあります。古い空き家を買取り、リフォームして活用する例は市内にも見られ、それらが大変魅力ある建物に再生されているのを見て大いに希望を持ちます。再利用が進まなくとも、放置されたままでは危険な場合を含め様々な問題が生じかねません。

美しい町を作るために市だけで行動するのではなく、関係者の協力を得て魅力ある彦根のまちづくりを努めます。



▲修復後  
老朽化した内外装材の改修と併せて間取りを変更し、住居として使用



▲修復前  
空き家になっていた町屋。使われなくなり老朽化が進んでいた。

### 臨時福祉給付金 申請期限は2月15日(月)まで

臨時福祉給付金の支給対象になる人には、「お知らせ」と「申請書」を送付していただきます。申請期限を過ぎると、給付金を受け取ることができませんので注意してください。

**申請受付場所**  
 困臨時給付金支給室(市役所3階)

**申請受付時間**  
 月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分(木曜日は午後7時まで)  
 土曜日 午前9時～正午

**問い合わせ先** 困臨時給付金支給室 ☎0120-15008-900番、FAX22-13908番

### 地域の清掃活動に ダンプ車をご活用ください

**困 清掃センター**  
 自治会などで、地域の清掃活動を実施した後の土や草を処分するために、回収車(ダンプ車)を配車します。

申し込みの受付は、2月21日(日)からです。初日に限り、抽選後の受付になります。翌日以降は先着順です。

回収車の台数には限りがありますので、希望日に配車できないこともあります。配車希望日の1か月前までに申し込んでください。

**受付日時・場所・方法**  
 ▼2月21日(日) 午前8時30分～正午 南地区公民館(日呂町) 午前8時30分から同9時30分までの来場者を対象に抽選を行い、同10時から抽選番号順に受け付けます。同9時30分以降の来場者は、抽選した人の後に受け付けます。

▼2月22日(月)以降の平日 午前8時30分～午後5時15分 困清掃センター(野瀬町) 配車できる日 1・2月を除く、毎月第1・第3日曜日、5月29日(日)、7月31日(日)

### ご存じですか 地籍調査

**困 建設管理課**  
 人に戸籍があるように、土地にも「地籍」という戸籍のようなものがあります。「地籍」とは一筆ごとの土地に関する記録のことです。登記所(法務局)には、土地登記簿(所有者、地番、地目、面積などの記録)やその地図(公図)が備え付けられています。

しかし、「地籍調査」を実施していない地域は、必ずしも土地の実態を正確に反映した登記内容となっておりません。これは、現在の公図が明治初期に作られた地図をもとにしているものが多いこと、また、測量技術が現在のように精密でなかったことなどが原因です。

地籍調査を実施することで、最新の測量技術を使った精度の高い「地籍図」と、現状に合った正確な「地籍簿」が作成され、公図や土地登記簿が修正されます(所有権移転などの権利移転はできません)。

**地籍調査のメリット**  
 ●土地のトラブルの未然防止に役立ちます  
 地籍調査を機会に、隣の土地との境界が明確になり、境

界杭の位置も記録として残るので後々の紛争も防止できます。

●災害の復旧に役立ちます  
 土砂崩れや水害などの災害復旧の際、地籍調査の成果を利用して位置を確認できるため、復旧作業も効率よく行えます。

●土地取引の円滑化に役立ちます  
 正確な土地の状況が登記簿に反映され、登記制度の信頼性が向上します。そして安心した土地取引ができるため、経済活動全体の円滑化・活性化につながります。

●調査費用の負担はゼロです  
 測量や登記手続きなど調査に必要な費用については国・県・市が負担します。土地所有者の負担はありません(ただし、調査立会などに必要な交通費などは個人負担となります)。

※地籍調査には住民の皆さんの協力が必要です。彦根市では地籍調査を自治会ごとに実施しています。調査に関する詳しい内容は、困建設管理課にお問い合わせください。要望があれば、地元説明会などを行います。

※地籍調査には事業の開始から終了まで3～4年の期間が必要です。

※5月の第1日曜日(5月1日)、8月の第3日曜日(8月21日)は配車しません。

**配車時間** 午前8時30分～同10時(搬入は正午まで)

**申請書・要綱・配車カレンダーの配布場所** 困清掃センター、困生活環境課、支所、各出張所

※申請書などの案内文書は、自治会長へ郵送します。

**申請方法** 所定の申請書に配車を希望する場所と、清掃場所を示した地図を添付して、受付場所にお持ちください。

**問い合わせ先** 困清掃センター ☎22-2734番、FAX24-7787番

### 費用の一部を給付します 高齢者のはり・きゅう・マッサージの施術費

**困 介護福祉課**  
 昨年10月から、高齢者がはり・きゅう・マッサージの施術を受けた場合の費用の一部を次のとおり給付しています。

**対象者** 次の全てに該当する人

▼65歳以上で彦根市の介護保険被保険者

▼施術を開始した日の要介護状態区分が要支援1以上の

※市内では、賀田山町茂賀で調査が完了し、現在は新海町で調査を行っています。

**問い合わせ先** 困建設管理課 ☎30-6121番、FAX24-5211番

### 銃砲刀剣類の登録審査

**困 文化財保護課**  
 美術品、骨董品としての火縄銃などの古式銃や刀剣類は、銃砲刀剣類所持等取締法により登録することが義務づけられています。登録されていない銃砲・刀剣類は、他人へ譲渡したり、所持したりすることができませんので登録してください。

**日時** 2月18日(木) 午前10時～午後3時

**場所** 大津合同庁舎7B会議室(大津市松本一丁目)

**持ち物**  
 ①銃砲刀剣類(現物)  
 ②警察署発行の刀剣類発見届出済証

③審査手数料(1件6,300円)、または再交付手数料(1件3,500円)

**問い合わせ先** 困教育委員会文化財保護課 ☎077-528-4672番、FAX077-528-4956番

の人の

▼介護保険料の滞納がない人の市の指定した施術所(※)で、おむね週1回の施術を連続で12回以上受けた人

※介護福祉課または利用している施術所に確認してください。

**対象費用** 施術に要した施術費および往診料(医療保険適用外のものに限る)

**給付金額** 対象費用のうち、最終の施術から遡って3回分の費用の合計額。ただし、上限額は左表のとおりです。

**申請方法** 困介護福祉課または市の指定施術所にある申請書の表面に必要事項を書いて、裏面に施術所から施術の証明を得た上で、介護

対象費用の区分	施術1回当たりの上限額	1年度当りの上限額
施術費	3,000円	9,000円
往診料	1,800円	5,400円

保険被保険者証を提示して提出してください。

**提出先・問い合わせ先** 困介護福祉課 ☎23-9660番、FAX26-1768番

**ひびくプレミアム商品券参加登録加盟店の換金期限は2月10日(水)まで**

**困 地域経済振興課**  
 昨年10月に発売した第2弾「ひびくプレミアム商品券」の参加登録加盟店の換金期限は、2月10日(水)までです。

換金期限を過ぎると、一切換金できませんので注意してください。

なお、商品券の使用期限は、1月11日で終了しています。

**問い合わせ先** 困地域経済振興課 ☎30-6119番、FAX24-9676番

### 市の施設などが一時的に利用できません コンビニ交付サービス

次のとおり、市の施設、サービスが一時的に利用できなくなります。皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

**市立病院内レストラン・市立図書館「コンビニ交付サービス」**

次のとおり、市の施設、サービスが一時的に利用できなくなります。皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

**市立病院内レストラン**  
**一時的に利用できません**  
**一時的に利用できません**

**休業期間** 2月5日(金)～同15日(月)

※院内売店(セブンイレブン)は通常通り営業します。

**理由** 栄養科厨房の床面工事期間中に、患者さん向け給食の調理場所を確保するため。

**問い合わせ先** 市立病院病院総務課 ☎22-6050番(内線3519)、FAX26-0754番

**市立図書館**  
**休業期間** 2月17日(水)～同25日(木)

※「おひざで」だったこのおはなし会と「むかしばなしを聞くといい」も休みます。

※休館中に本を返却する場合は、図書館玄関のブックポストに入れてください。※動く図書館「たちばな号」は、休館中も運行します。

**理由** 毎年この時期を「特別整理期間」として、図書資料の点検・整理を行うため。

**問い合わせ先** 市立図書館 ☎22-0649番、FAX26-0300番

**コンビニ交付サービス**  
**停止日時** ①2月4日(木) 午後1時30分～同9時  
 ②2月20日(土) 午前9時～午後8時

**理由** ①システムメンテナンスのため。②市役所が電気設備点検により停電になるため。

**問い合わせ先** 困市民課 ☎30-6111番、FAX22-13908番



# 意見公募手続制度 ご意見を待ちます

## 彦根市立病院 新改革プラン（素案）

**内容** 国は、公立病院改革を推進するため、平成27年3月31日に「新公立病院改革ガイドライン」を示し、自治体病院を持つ地方公共団体に対して、平成27年度または同28年度のうちに新改革プランを策定するよう通知しました。

そこで、市ではガイドラインに沿って、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しに加え、新たに、県が定められる地域医療構想を踏まえた役割の明確化を示した新改革プランを策定します。



**素案の公開場所** 市立病院病院総務課病院経営推進室  
〒522-8539 八坂町1-802 ☎22-6050  
Eメール info@municipal-hp.hikone.shiga.jp

**彦根市既存建築物耐震改修促進計画（改定素案）**

**提出・問い合わせ先** 市立病院病院総務課病院経営推進室  
〒522-8539 八坂町1-802 ☎22-6050  
Eメール info@municipal-hp.hikone.shiga.jp

**内容** 本市は、平成19年度に彦根市既存建築物耐震改修促進計画を策定しています。この計画は、既存建築物の

地震に対する安全性を向上させ、建築物の耐震化を計画的かつ重点的に推進し、災害への備えある安全で安心な地域社会づくりを目標とするものです。

**素案公開と意見提出の期間** 2月1日(月)～3月1日(火) (提出は最終日必着)

**提出方法** 市立病院病院総務課(市役所2階)、情報公開コーナー(市役所1階)、支所、各出張所、彦根市ホームページ

## 彦根市立幼稚園・ 保育所施設整備計画 (素案)

**内容** 市立幼稚園・保育所は、老朽化が進んでおり、今後、施設の整備・更新が必要になります。これに合わせて、幼稚園の定員割れと保育所待機児童の解消を念頭に入れた、効率的で効果的な施設整備を行うため、本計画を策定します。

**素案公開と意見提出の期間** 2月10日(水)～3月10日(木) (提出は最終日必着)

**提出方法** 市立幼稚園・保育所に直接お持ちいただくか、郵送、FAX、Eメールで提出してください。

**提出・問い合わせ先** 市立幼稚園・保育所  
〒522-8004 平田町670 ☎23-9597  
FAX 26-1768番、Eメール jidokatei@ma.city-hikone.shiga.jp



### 複十字シール 募金運動の結果

昨年11月から年末にかけて、結核を予防する事業の推進のために、複十字シール募金運動を行いました。ご協力ありがとうございました。

◆シール封筒組み合わせ 353組  
◆募金総額 81,386円

問い合わせ先 市健康推進課 ☎24-0816、FAX24-5870



## 新市民体育センター 整備基本計画案(中間報告)

**内容** 市では新市民体育センターの整備について、委員会を設置して検討しています。これまでの検討内容を公表します。

**公開場所** 市民体育センター(市民会館2階)、市民体育センター、情報公開コーナー(市役所1階)、支所、各出張所、彦根市ホームページ

**公開と意見提出の期間** 2月1日(月)～同19日(金) (提出は最終日必着)

## 意見公募手続制度 結果のお知らせ

公共施設等総合管理計画(素案)	
案の修正を行うもの	10件
案の修正を行わないもの	32件
その他	22件

問い合わせ先 市公有財産管理室 ☎30-6114、FAX30-6147

## 意見公募手続制度



**提出・問い合わせ先** 市民体育課(〒522-0000 尾末町1-38) ☎24-7

## ユネスコ世界寺子屋運動 書き損じはがき回収運動

### 11枚の書き損じはがきで ひとりがひと月学校に。

紛争や貧困のために教育を受けられないままに大人になった人や、学校を中途退学せざるをえない子どもが「学びの場=寺子屋」で読み書きや計算などを学べるように、教育のチャンスを支援する活動です。

書き損じはがきや未使用のはがきを寄付することで、52円はがき1枚当たり47円の募金になります。これらのはがきや募金は、日本ユネスコ協会連盟を通じて、発展途上国への教育支援に役立っています。

書き損じや未使用のはがきがありましたら、回収ポストにお持ちください。

**回収ポスト設置期限** 2月29日(月)まで

**回収ポスト設置場所** 市役所(1階の総合案内)、教育委員会事務局、市立図書館、市内の各地区公民館、

市内各小中学校など  
**問い合わせ先** 彦根ユネスコ協会事務局(市教育委員会生涯学習課内) ☎24-7974、FAX23-9190



▲市役所総合案内に設置している回収ポスト

..... < 広告欄 > .....

## 相続税

相続税・贈与税無料相談会  
2月18日(木)午後1時から開催  
随時電話予約受付中 お待ちしております  
(初めてのご利用の方に限り1時間まで無料とさせていただきます)

TKC全国会 大辻税理士法人  
担当税理士 大辻 正樹・田井 尊之

【彦根事務所】彦根市平田町410-6  
TEL 0749-23-6432 (直通)  
E-mail info@ootuji.com  
http://www.ootuji.com/





## 市・県民税の申告

市税務課市民税係 (市役所2階)  
☎ 30-6140

### 申告のご案内

市・県民税の申告が必要と思われる人には、「申告のご案内」を郵送します。申告書は、申告の受付会場に用意していただきます。その場で作成できます。事前に申告書が必要な場合は、市税務課(市役所2階)にお申し出ください。

- ▼書類(源泉徴収票、支払調書など)
- ▼営業・農業・不動産所得の「収支内訳書」
- ▼所得控除の対象となるものに関する書類(医療費、雑損控除の対象となる各種領収書や証明書および医療費の明細書、生命保険料や地震保険料などの控除証明書、国民年金保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払証明書、寄附金の領収書など)
- ▼配偶者(特別)控除を受ける人は、配偶者の所得が確認できる書類など
- ▼身体障害者などの人は、障害者手帳など
- ▼年金所得者の確定申告など、簡易な所得税の申告も受け付けます。ただし、次に該当する人は、必ず税務署が開設する申告会場(商工会議所4階)で申告をお願いします。
- ▼所得税の住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▼譲渡所得(株式譲渡、不動産譲渡など)がある人
- ▼青色申告をする人
- ▼初めて事業所得を申告する人
- ▼税務署から申告書が送付された人
- ▼住宅耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修などの特別控除を受ける人

市では、申告受付を左の日程で行います。「申告のご案内」の送付がなかった人でも、申告が必要な場合は最寄りの会場にお越しください。**所得税および復興特別所得税(以下、所得税という)の確定申告(このページ下をご覧ください)をする人は、市・県民税の申告をする必要はありません。**  
営業・農業・不動産所得のある人は、「収支内訳書」が必要です。事前に作成をお願いします。

### 申告に必要なもの

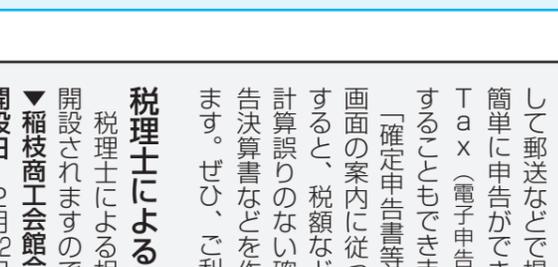
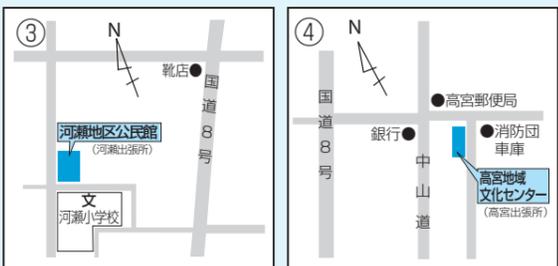
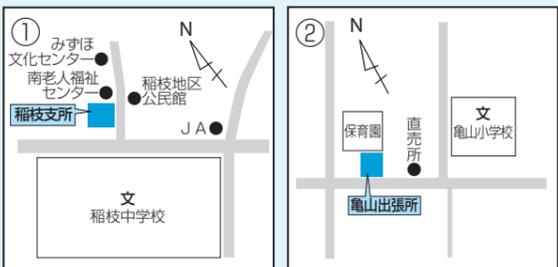
- ▼「申告のご案内」
- ▼印鑑
- ▼平成27年中の所得が明らかになる

確定申告をする場合、彦根市では申告書(控)に受付印を押すことや、持ち込みの申告書に印字することはできません。

### ご注意ください

▼国民年金保険料の控除を受ける場合は、控除証明書が必要です。郵送されない場合は、彦根年金事務所(☎23-1114番)にお問

合わせください。  
▼医療費控除を受ける場合は、「医療費の明細書」を申告書に添付する必要があります。事前に作成しておいてください。



### <申告受付日程>

土・日曜日と、平日の12:00~13:00は受付できません。

月日	会場	受付時間
2月16日(火) 2月19日(金)	稲枝支所 (右図①)	9:00~12:00 13:00~16:00
2月22日(月)	亀山出張所 (右図②)	9:00~12:00 13:00~16:00
2月24日(水)	河瀬地区公民館 (右図③)	9:00~12:00 13:00~16:00
2月26日(金)	高宮地域文化センター (右図④)	9:00~12:00 13:00~16:00
3月1日(火)	鳥居本地区公民館 (右図⑤)	13:00~16:00
3月10日(木) 3月11日(金) 3月14日(月)	稲枝支所 (右図①)	9:00~12:00 13:00~16:00 9:00~12:00

月日	会場	受付時間
2月16日(火) 3月15日(火)	市税務課 (市役所2階)	9:00~12:00 13:00~17:00

## 所得税の確定申告

彦根税務署 (立花町5-20)  
☎ 22-7640【自動音声案内】

所得税は、納税者自身が1年間の所得と税額を計算し、申告・納付するしくみになっています。確定申告が必要な人で、期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、延滞税や加算税がかかることもありますので、ご注意ください。

彦根税務署には申告会場はありませんので、ご注意ください。  
開設期間 2月15日(月)〜3月15日(火)(土・日曜日は除く)  
開設時間 午前9時〜午後5時  
※会場の都合により、午後4時までにお越しください。  
※彦根税務署では、作成済みの申告書などの受付、納税、納税証明書の交付のみを行います。

### 申告会場は彦根商工会議所です

確定申告期間中の申告会場は、昨年と同じく彦根商工会議所4階です。



### 公的年金等を受給している人の確定申告の手続きが変更になっています

平成23年分の確定申告から、公的年金などに係る雑所得がある人で、「公的年金等の収入金額が400万円以下」かつ「公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下」に該当する場合、所得税の確定申告書の提出が不要になっています。  
還付がある場合は、提出することができるとは、詳しくは彦根税務署にご相談ください。確定申告が不要の場合でも、市・県民税申告は必要となる場合があります。

### 国税庁ホームページで確定申告を

彦根税務署の申告会場は、たいへん混雑します。国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書作成コーナー」を利用して確定申告書などを作成し、プリンタで印刷して郵送などで提出すれば、自宅で簡単に申告ができます。また、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。

### 確定申告が必要な人は

- ①事業所得や不動産所得などがある人、土地や建物を売った人で、平成27年分の各種所得金額の合計額から基礎控除や、その他の所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額を差し引いて、なお残額のある人
- ②給与所得のある人で、  
ア 給与の年収が2千万円を超える人  
イ 給与を1か所から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計額が20万円を超える人  
ウ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計額が20万円を超える人  
※例外もあるので、詳しくは税務署にお問い合わせください。  
※給与所得者で医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる人は、源泉徴収された税金の還付を受けるための申告書を提出することができます。

### 税理士による相談会

税理士による相談会が次のとおり開設されますので、ご利用ください。

#### ▼稲枝商工会議所会場

開設日 2月22日(月)  
時間 午前9時30分〜正午  
午後1時〜同4時

#### ▼ビバシティ彦根会場

開設日 2月23日(火)〜同25日(木)  
時間 午前10時〜正午  
午後1時〜同4時

#### 場所

2階第1研修室  
※入場は、いずれも午後3時まで

主催 彦根納税協会 ☎22-2836

平成28年度から適用される市・県民税の改正点

困 務課

寄附金税額控除(ふるさと納税)の拡充

① 特例控除限度額の引き上げ
特例控除額の控除限度額が、個人住民税所得割の1割から2割に引き上げられました。
② ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設
確定申告が不要な給与所得者などが、ふるさと納税をした場合に、申告を行わずとも税の軽減が受けられるようになりまし。詳しくは、広報ひこね平成27年12月1日号7ページをご覧ください。

公的年金からの特別徴収(天引き)制度の見直し

① 転出・税額変更があった場合の特別徴収の継続
現行制度では、市外へ転出したり、年金特別徴収税額が変更になったりした場合は、特別徴収を停止してまい。今回の改正により、10月1日以降は、一定の要件の下、特別徴収が継続されることになりました。詳しくはお問い合わせください。
② 年間の特別徴収税額の平準化
今回の改正で、平成29年4

楽しいラフターヨガ

＜内容＞ ラフターヨガは、ヨガの呼吸法と笑うことを組み合わせたエクササイズです。難しいポーズはなく、楽しいことをイメージして、体を動かすことで、心身ともに解放することが出来ます。＜日時＞ 2月11日(木祝) 午後1時30分～同3時 ＜場所＞ 園子どもセンター(日夏町)多目的室
＜対象＞ 5歳～小学生とその保護者
＜定員＞ 20組(先着順)
＜費用＞ 1組200円 ＜申込開始日時＞ 2月6日(土)午前8時30分
＜持ち物＞ 筆記用具、動きやすい服装、上靴、飲み物
＜申込・問い合わせ先＞ 園子どもセンター ☎28・3645番、FAX28・3646番
※電話か直接窓口で申し込んでください。

ウィズイキ講座

＜内容＞ 自分らしく元気に生きていくための情報やヒントが見つけれられる講座です。▼第1回「切り絵体験」画用紙と和紙を使った切り絵作品を作ります。▼第2回「自彊術体験」東洋医学を基にあん摩全体の要素を取り入れた自彊術を体験します。＜日時＞

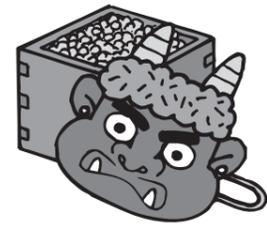
月以降の1回当たりの仮徴収税額(4月分、6月分、8月分)が、前年度の年税額の6分の1に相当する額になりました。これにより、本徴収税額(10月分、12月分、2月分)と仮徴収税額が平準化されます。

公的年金等にかかる所得税の確定申告不要制度の改正

平成27年分以降の所得税について、外国で支払われる年金(源泉徴収の対象とならない公的年金)は、所得税の確定申告不要制度を適用しないこととされました。

住宅借入金等特別控除の適用期間の延長

住宅借入金等特別控除の居住適用期間が、平成31年6月30日までに延長されました。
問い合わせ先 困務課 ☎30・6140番、FAX22・1398番



一部の高齢者は障害者控除が受けられます

困 介福祉課

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つていない人でも、福祉事務所長が次の①～③の条件を全て満たすと認定すれば、所得税や市・県民税の障害者控除が受けられます。
認定の条件
① 市内に住所がある65歳以上の
② 介護保険の認定を受けている
③ 医師の診断などで、中等度以上の認知症の症状が認められる人。または身体的な理由でほぼ一人で外出をせず、日常生活上で介助が必要
本人
申請方法
本人の介護保険被保険者証と申請者(本人または家族)の印鑑を持って、困介福祉課に来てください。申請後、10日ほどで結果を通知します。
問い合わせ先 困介福祉課 ☎23・9660番、FAX26・1768番

お母さんのリフレッシュ

＜内容＞ 毎日忙しいお母さんのために、少しでもと離れて、美と健康をテーマにした講座を行います。簡単なヨガで体を動かしてリフレッシュしましょう。＜日時＞ 2月17日(水) 午前10時～同11時30分 ＜場所＞ 園子どもセンター(日夏町)多目的室
＜対象＞ 平成23年4月2日～同27年8月31日生まれの子どものいる保護者
＜定員＞ 20人(先着順)
＜費用＞ 200円
＜申込期間＞ 2月5日(金)～同12日(金)の午前8時30分～午後5時
＜持ち物＞ 動きやすい服装、飲み物、バスタオルなど
＜託児＞ 無料(人数に限りがあるので、申込時にご相談ください)
＜申込・問い合わせ先＞ 園子どもセンター ☎28・3645番、FAX28・3646番
※電話か直接窓口で申し込んでください。

小学校低学年対象 ジュニア天文クラブ

＜内容＞ 月の観測を中心に、初歩の天文の話を中心。＜日時＞ 2月21日(日) 午後4時～同5時 ※雨天決行
＜場所＞ 園子どもセンター(日夏町)

「まちを大切に作る心」

「私だけでもしないでおう」「みんなもちょうんと処分してるやん」と意識を変えることが必要です。自分たちのごみは持ち帰り、きちんと分別して適切に処分しましょう。

問い合わせ先 困生活環境課 ☎30-6116、FAX27-0395



▶たばこの吸い殻が原因と思われる火災で焼けた土手の斜面

ごみと一緒に捨てないで

道路や住宅街などで、たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨てをよく見かけます。誰かがポイ捨てをした場所は、さらにポイ捨てが増えてしまう傾向があり、見た目だけでなく、環境にも悪い影響をあたえます。

また、食べ物などの生ごみを捨てると、野良猫や野生動物などを呼び寄せる原因になります。

さらに、たばこのポイ捨ては、まちの景観を損ねるだけでなく、火災の原因にもなり、たいへん危険です。昨年、彦根市では吸い殻が原因と思われる火災が3件も発生しています。

たばこやごみのポイ捨ては、一人ひとりのマナーの問題です。

「私一人くらいなら…」「みんなもポイ捨てしてるやん」と思っているのは、ポイ捨ては無くなりません。



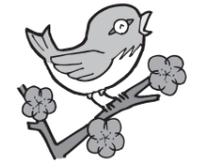
＜対象＞ 小学校1～3年生(保護者同伴)
＜定員＞ 10人(先着順)
＜費用＞ 1人300円
＜申込開始日時＞ 2月13日(土) 午前8時30分～
＜申込・問い合わせ先＞ 園子どもセンター ☎28・3645番、FAX28・3646番
※電話か直接窓口で申し込んでください。

事前予約の受付 高齢者・障害者なんでも相談会

＜内容＞ 生活で困っていることや将来の不安について、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が相談に応じる相談会の事前予約を受け付けます。(相談日当日は先着順で受け付けます)
＜日時＞ 3月5日(土) 午後1時30分～同4時30分(受付は午後4時まで)
＜場所＞ 困福祉センター(平田町)
＜対象＞ 高齢者、障害者とその家族など
＜事前予約枠＞ 6枠(先着順)
＜費用＞ 無料
＜申込開始日時＞ 2月5日(金) 午前8時30分～
＜申込・問い合わせ先＞ 彦根市社会福祉協議会 ☎22・2821番、FAX22・2841番

多国籍料理教室 本場のタイ料理を作ろう

＜内容＞ タイ人の講師と、本場の料理(タイ風カレーや春雨サラダなど)を作りながら、タイの食生活や文化に親しむ教室です。
＜日時＞ 2月27日(土) 午前10時～午後1時
＜場所＞ 園男女共同参画センター「ウィズ」(平田町)調理実習室
＜対象＞ 市内在住・在学・在勤の人
＜定員＞ 16人(先着順)
＜費用＞ 1,000円
＜申込期間＞ 2月1日(月)～同15日(月)
＜持ち物＞ エプロン、三角巾、ふき



**新ごみ処理施設建設候補地  
公募説明会**

〔内容〕彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設建設候補地の公募説明会です。応募についての全体の流れ、候補地選定の要件の説明のほか、質疑応答を行います。〔日時〕3月5日(出) 午後2時～同4時(受付は午後1時15分) 〔場所〕豊栄のさと(豊郷町四十九院) 1階文化ホール 〔対象〕応募を考えている自治会、土地所有者など 〔申込期限〕3月3日(木)午後5時 〔申込・問い合わせ先〕彦根愛知犬上広域行政組合建設推進室 ☎35・0015番、FAX35・4711番 ※電話で申し込んでください。



▲陶芸に取り組む参加者

**華道の陶芸に荒神日**

〔内容〕湖東焼きの先生の指導で花器を作ります。後日、出来上がった花器を使い華道の体験をします。(片方だけの参加はできません) 〔日時〕陶芸体験 3月13日(日) 午前10時～午後4時 ▼華道体験 4月24日(日) 正午～午後4時 〔集合場所〕 園荒神山自然の家(日夏町) 〔対象〕20～65歳の人 〔定員〕20人(先着順) 〔費用〕5千円(2日分の材料代、

**平成28年度  
市民会館舞台練習場  
使用(運営) 団体**

〔参加資格〕次の①・②ともに当てはまる団体 ①市内で組織的に活動する舞台芸術関係団体のうち年一回以上、市内の施設で練習の成果発表を行うことを目的に、定期的な使用を希望する団体(営利目的の団体などは使用できません) ②

**平成28年度 県政モニター**

〔内容〕滋賀県からお願するアンケート調査への回答や、県政に関する意見や提案の提出をしていただきます。〔委嘱期間〕4月(委嘱した日)～平成29年3月31日 〔対象〕平成28年4月1日時点で、次の①～③に全て当てはまる人 ①県内に在住の18歳以上の人 ②県政に関心を持ちモニター活動ができる人 ③インターネット

運営協議会を構成して、日程調整などの運営に携わることができる団体 〔申込期間〕2月2日(火)～同16日(火) ※日、月曜日および祝日は休み 〔申込・問い合わせ先〕 園文化振興室 ☎23・7810番、FAX21・3080番 ※次の書類に必要事項を書いて園文化振興室(ひこね市文化プラザ内)に持ってきてください。▼使用団体登録申請書 ▼暴力団の排除に係る誓約書兼同意書 ▼団体の名簿 ▼活動状況に関する資料(過去1年間に市内の施設において成果の発表などをしたことが確認できるものの添付が必要) ※申請書は園文化振興室で配布するほか、彦根市ホームページからダウンロードもできます。

**未経験家族も大歓迎  
ふるさと交流体験(民泊)の受け入れ家庭募集と研修会**

「ふるさと交流体験(民泊)とは?」 県外の子供達との交流を通じ、伝統や食文化などを発信することを目的にした、教育旅行(修学旅行など)を一般家庭で受け入れる取り組みです。

**受け入れ家庭を募集しています**

市では、4月～9月の期間で子供達を受け入れていただける家庭を募集しています。受け入れ家庭では、特別なことをする必要はありません。「ありのままの彦根の暮らし」を子ども達と共有してください。参加した子ども達は、カエルや虫などの生き物に触れ、夜は家庭で力コムをして遊ぶなど、大都市では味わうことのできない彦根ならではの思い出をたくさん作っています。また、受け入れ家庭の皆さんからは「子ども達との触れ合いで元気がでた」と感想を聞いています。皆さんも、子ども達と楽しい時間を過ごしてみませんか。詳しくはお問い合わせください。

**受け入れ家庭の研修会**

この研修会に参加することにより、年度の受け入れが義務化されたり、受け入れ家庭として登録されたりすることはありません。気軽に参加してください。 内容 民泊受け入れの基礎知識の講義 日時 3月5日(土)午前10時～同11時30分

**ある日のふるさと交流体験**



- 1日目(午後) 入村式→夕食作り→夕食→各家庭での交流・体験→就寝
- 2日目(午前) 各家庭での交流・体験→昼食作り→昼食→離村式

場所 グリーンピアひこね(清崎町) 講師 三方よし! 近江日野田舎体験 専門員 福本修一さん 申込期間 2月1日(月)～同29日(月) 申込・問い合わせ先 びわこ湖東路観光協議会(彦根観光協会内) ☎23・0001番、FAX26・1919番

**市職員を募集します**

職種	人数	受験資格	試験日など
薬剤師	2人	昭和55年4月2日以降に生まれた人	試験日 2月28日(日) ▶採用予定日は平成28年4月1日です。
診療放射線技師	1人	診療放射線技師の免許を有する人(取得見込みを含む)	
薬剤師(有資格者)	若干人	昭和30年4月2日以降に生まれた人	
診療情報管理士(有資格者)	1人	診療情報管理士の資格を有し、医療事務の経験が3年以上ある人	

※同年度中に受験できるのは1回限りです。

**受付期限**  
2月15日(月)  
持参による受付は、受付期限までの8:30～17:15(土・日曜日、祝日は除く)  
郵送の場合は、2月15日(月)までの消印有効

**受験申込書などの配布場所、受験の申し込み、問い合わせ先**  
市立病院事務局職員課(市立病院3階)  
☎22-6050(内線3516)、FAX26-0754、Eメールsyokuinka@municipal-hp.hikone.shiga.jp

**彦根市赤十字奉仕団 団員募集**

彦根市赤十字奉仕団は、赤十字の人道・博愛の精神のもと明るく住みよい社会を築くために、さまざまな活動を行っているボランティア組織です。

主な活動は、学区分団ごとに地域での声かけ、清掃、慰問活動、災害時の救護・炊き出しなどです。

男女問わず、あなたの力を地域活動に役立ててみませんか。

**申込・問い合わせ先** 日本赤十字社滋賀県支部彦根市地区事務局(園出納室内) ☎30-6129、FAX30-6146

※園出納室(市役所1階)にある登録票に記入し申し込んでください(随時受付)。活動費として日赤社費年間1,000円以上、奉仕団団費年間500円が必要。



▲彦根市防災訓練に参加する団員

トを利用してサイトの閲覧、メールやアンケートの回答ができる人(携帯電話端末を除く。スマートフォンなどは可) ※議員、常勤の公務員は除きます。 〔定員〕400人(申込者多数の場合は抽選) 〔申込期限〕2月12日(金)午後5時 〔申込・問い合わせ先〕 園広報課 県民の声係 ☎077-5288-3046番、FAX077-5288-2848番、ホームページ

http://www.pret-shiga.lg.jp/alkoh/monitor/ ※「1」がネット受付サービス(https://s-kantan.com/pre-shiga-u/)から申し込んでください。





差別をなくし人権を尊ぶ彦根市青年集会

「その言い方でいいの？」

「ウザい」や「キモい」など「人を軽く見たり、傷つける言い方」が次々に生まれてきています。

これも言ってはダメ！ あれも言ってはダメ！ と極端すぎるのもどうかと思うけど、誰か一人でも傷つける言い方なら言わないほうがいいのかな？

もう一度、自分が使っている言葉やものの言い方について、振り返ってみましょう。

日時 2月14日(日) 9:30~12:00 (受付 9:00~)

場所 ひこね市文化プラザ(野瀬町) メッセホール

内容 パネルディスカッション、意見交流、寸劇

持ち物 筆記用具

託児 0歳~就学前(要予約。申込期間 2月1日(月)~同5日(金))

その他 手話通訳があります。

問い合わせ先 差別をなくし人権を尊ぶ彦根市青年集会実行委員会事務局(困人権教育課内) ☎24-7976、FAX23-9190



▲昨年の寸劇の様子



▲昨年の実行委員によるオープニング

申込期間 2月1日(月)~同24日(水)  
託児 0歳~就学前(要予約。申込期間2月22日(月))  
その他 手話通訳があります。  
申込・問い合わせ先 困男女共同参画センター「ウィズ」☎・FAX24・3529番 ※電話、FAX、または直接窓口で申し込んでください。

▼講演「歴史のなかにみる女と男の関係」  
講師 源 淳子さん(関西大学人権問題研究室委嘱研究員)  
講師プロフィール 日本で一般的だとされている事柄に隠されている性差別を、宗教の視点から分析されています。

▼実行委員によるオープニング  
職場で、家庭で、地域で、いつでもどこでも「男女がともに輝く共同参画社会」を築くためのきっかけ作りとなるようなフォーラムです。気軽に越してください。  
日時 2月28日(日) 午後1時20分~同3時30分(開場 同1時)  
場所 ひこね市文化プラザ(野瀬町) メッセホール

第31回 彦根市男女共同参画フォーラム  
戦後70年 時代を映すことば！  
〜男女平等を求めて〜

行事名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
絵手紙と自由な仲間のコラボ展	~4月13日(水) 8:30~17:30	高宮 駅 コミュニティセンター (高宮町)	絵手紙と書画を展示します。また、時期を変えてカルトナージュ、レザークラフト、かな書道などを展示します。 山田さん ☎23-6664
湖東・湖北地域障害者就職面接会	2月5日(金) 13:00~15:30 (受付12:30~15:00)	ホテルニューオウミ (近江八幡市鷹飼町)	障害者を対象とした就職面接会です。彦根・長浜・東近江方面に働く場所がある企業の担当者から、直接説明を聞くことができます。 対象:各種障害者手帳を持っている人 持ち物:履歴書(JIS規格)複数枚、筆記用具、求職登録している人は案内封筒またはハローワークカード ハローワーク彦根 ☎22-2500、FAX26-5186
介護家族のつらい「ほっこり」	2月9日(火) 13:30~15:30	くすのきセンター (市立病院敷地内) 2階医療福祉推進ルーム	認知症などの家族を抱える介護者同士が、日頃の思いを共有したり、情報交換などをしたりする会です。気軽にご参加ください。 費用:200円(茶菓子代、初めて参加の人は無料) 困医療福祉推進課 ☎24-0828、FAX24-5870
街中サロン	2月10日(水)、 同27日(土) 10:00~15:00	minto (株)川地工務店 (長曾根南町)	知的障害や発達障害のある人やその家族が、悩みなどを話して情報交換をする場です。気軽に参加し、みんなで交流しましょう。 NPO 法人彦根育成会 ☎24-8624、FAX49-3656
ウイイズ場	2月13日(土) 10:00~11:30	困男女共同参画センター「ウィズ」 (困福祉センター前) 軽運動室	乳幼児用の滑り台・ジャングルジム・ブランコなどの遊具をそろえ、「室内ゆうえんち」を開園します。 対象:乳幼児、保護者 困男女共同参画センター「ウィズ」 ☎・FAX24-3529
稲枝クラブ会	2月13日(土) 13:50~ (開場13:20)	みずほ文化センター (田原町) 多目的ホール	落語と漫才、着ぐるみでの大道芸が行われます。 定員:400人(先着順。入場には整理券が必要です。入場整理券は稲枝地区社会福祉協議会にあります) 整理券配布期限:2月12日(金) 出演:笑福亭喬楽(しょうぶくていきょうらく)、コンチエルト、サーデュオン 稲枝地区社会福祉協議会 ☎43-4020
絵本を楽しむ	2月13日(土) 14:00~		絵本の読み聞かせ、手遊びなどテーマに沿って本を紹介します。 ひこね児童図書研究グループ
わらべうたで遊ぼう!	3月4日(金)、同11日(金)、同18日(金) 10:30~11:00	市立図書館 (尾末町) ☎22-0649 FAX26-0300	親子でわらべ歌を楽しみます(各回とも同内容)。 対象:0・1歳児と保護者 定員:各回15組(先着順) 申込開始日時:2月4日(水) 10:00 申込方法:電話か窓口で申し込んでください。
彦根市精神障害者家族会「集まる会」講演会	2月16日(火) 13:30~16:00	困障害者福祉センター (平田町)	精神障害者が地域で受けられる支援について、相談支援事業所の支援員がお話します。 困障害福祉課 ☎27-9981、FAX26-1767
住み慣れたまちで安心して最期を迎える住民のつどい	2月20日(土) 13:30~16:15 (受付13:00~)	多賀町総合福祉保健センター (多賀町多賀)	在宅で看取りを経験した介護者、かかりつけ医、訪問看護師などが、その実際を報告します。 定員:150人(先着順) 申込期限:2月10日(水) 申込方法:電話かFAXで申し込んでください。 困湖東健康福祉事務所 ☎21-0283、FAX26-7540
ひこねで朝市	2月21日(日) 8:00~12:00	滋賀県国神社境内 (尾末町)	「食の安全」「地産地消」「手作り」を掲げ、地場野菜、豆腐、醤油、湖魚料理などを販売します。 ひこねで朝市実行委員会(ひこね市民活動センター内) ☎24-4461、Eメール hikonedesaichi55@gmail.com
元気21歩こう会	2月21日(日) 13:30~15:30	くすのきセンター (市立病院敷地内)	ウォーキングの講習会です。体力測定で自分の体力を知り、体力を維持・回復するためのポイントを学びます。 費用:100円(保険代など) 「ひこね元気クラブ21」事務局(困健康推進課内) ☎080-2944-4281、FAX24-5870



..... < 広告欄 > .....

**総合住宅リフォーム**  
住まいのことなら何でもおまかせ!!

屋根・外壁 塗装 月々 **5,000円**~ (ローン有)

(株) **三共** [本社] 彦根市和田町41-11  
[支店] 近江八幡市十王町339-6-102

☎ **0120-272-852** 株三共は、京都サンガF.C.のオフィシャルスポンサーです

リフォームの知っておきたい予備知識 **無料**

市民講座 **塗り替えセミナー**

開催日:2月12日(金)、13日(土)  
開演時刻:午前10時~12時(受付:9時30分)  
開催場所:ひこね市文化プラザ  
後援:一般社団法人 市民講座運営委員会  
主催:プロタイムズ彦根店

建物の劣化の特性  
施工品質のチェック  
施工業者の選び方  
トラブル発生の原因

☎ **0120-359-666**  
www.hikone-p.co.jp FAX 0749-23-9661



## 消費生活相談窓口つうしん

### 修理した屋根から雨漏り。無償修理できる??

最近の相談の情報をお伝えします。

一人暮らしの母から「4年前に自宅の雨漏り修理を依頼したことがある業者に、最近また雨漏りがするので修理の依頼をしたが、連絡も無く雨漏りの様子も見にも来てくれない。」と県外に住む私に電話が入った。

すぐに業者に電話をかけて「母が困っているので早く修理に来てほしい」と伝えると、業者から「原因を調べるためには、大工を手配して天井をめぐらさないといけない。費用も高額に

なる」と言われた。無償で修理できると思っていたので不審に思ったが、早く修理してほしいと伝えて電話を切った。

4年前に、この業者に雨漏りの修理を依頼した時の契約書には、「シリコン塗装・下地の調整・足場代金」とあり支払った金額は63万円、さらに「耐久年数10年から13年、施工に不満足の場合は全額返金」と書かれている。無償修理を求めたいがどうだろうか。

雨漏りの修理時には雨水の侵入経路を特定するために「水かけ検査(屋根に水をかけて調べる)」などが行われます。しかし、4年前に契約した雨漏り修理の内容を見ると、雨漏り修理の契約ではなく、屋根の塗り替え工事契約だったと思われる。

契約書に書かれている「耐久年数」が何に対してなのか、また雨漏りがしないことを保証しているのかはつきりしません。このように契約内容があいまいだと、長期保証のような記載があっても修理を依頼した時に、無償修理を強く主張できない場合があります。リフォーム工事終了後に不具合が生じることもあるので、契約時に保証内容・期間についてよく確認しておくことが必要です。

あらかじめ、業者がリフォーム瑕疵保

険に加入していれば、修理費用を保険で賄えるので、業者が対応しやすくなり、トラブルを少なくすることができます。少しでも不安になったり困ったりした時には、一人で悩まず、消費生活相談窓口にご相談ください。

#### 彦根市消費生活相談窓口

☎30・6144番(平日午前9時～正午、午後1時～同4時15分)

※今後の相談に役立てるため、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、性別、年齢、職業などの個人情報をお聞きしますので、ご協力をお願いいたします。

## 緊急車両の走行に、ご理解とご協力を

消防車や救急車などの緊急車両は、一刻も早く現場に到着し、被害を最小限にするための消防活動を行ったり、怪我や病気の人を速やかに医療機関へ搬送したりしなければなりません。そのため、道路の右側部分に車体の全部または一部をはみ出して通行することや、赤信号の交差点に進入できることなどの特例が、法律で認められています。

しかし、緊急自動車が安全に通行するためには、皆さんの協力も必要です。緊急自動車が接近してきた場合は、左のように対応してください。

- ▼交差点またはその付近  
交差点に進ませず、道路の左側に寄って、一時停止してください。
- ▼一般の道路  
緊急自動車に接近してきた場合は、道路の左側に寄って、進路を譲ってください。
- ▼狭い道路  
緊急自動車の通行に支障がないようにしてください。
- ▼自転車走行中や歩行中  
自転車に乗っている人や歩道のない道路を歩いている人は、走行・歩行を止め進路を譲ってください。



「消防の方から来ました」あいまいな言いで消防職員や市職員を装う。

▼「法律が変わり、一般の家庭にも消火器の設置が義務付けられました」

偽りの説明で購入を促す。

▼「設置しないと罰せられます」恐怖心をあおり、購入するまで居座る。

▼「消火器の設置状況を確認します」

自宅や事業所内の正常な消火器でも有効期限切れなどと偽って交換させる。

▼「トラブル防止のポイント」

訪問業者による販売などに不安を感じた場合は、あいまいな意思表示

## ご注意ください

また、緊急車両は走行中サイレンを鳴らすことが法律で義務付けられているため、夜間でもサイレンを止めることができません。サイレン音についてもご理解を願うと共に、円滑な緊急走行のためにもみなさんのご協力をお願いします。



## 除雪のお願い

消火栓や防火水槽が雪に埋もれた状態で火災が発生すると、消火する水の確保に時間がかかり、被害を最小限に食い止めることが難しくなります。

消防署でも、消火栓などが雪で隠れないように除雪作業を行っていますが、市内に多数設置している全てを除雪することはできません。

地域で除雪を行うときは、除雪した雪で消火栓などを埋めないように注意してください。また、雪に埋もれた消火栓などがありましたら除雪にご協力ください。



やサイン・押印をせずに、毅然とした態度ではつきりと断ってください。また、不適正な点検や高額請求をする業者があれば、すぐに消防署や警察署に相談してください。

消防署では、消火器などの販売やあっせんは一切行っていません。訪問業者をあやしいと感じたら、身分証明書の提示を求めましょう(ただし、身分証明書を持参しているからと安心してはいけません。身分証明書は、相手の身分を確認するだけで、不適切な業者ではないという証明にはなりません)。

一般家庭では、初期消火に有効である消火器を設置するよう勧めますが、設置の義務はありません。また、点検や消火薬剤を交換する義務もありません。

## 「ごみの減量と資源化」でエコな暮らし

### 1人1日あたりのごみ排出量とごみ処理経費

平成26年度の彦根市ごみ等排出量は平成25年度と比較して減少しているものの、年間約4万3千トンで、1人1日あたりのごみ等排出量(年間のごみ等排出量を1年間の日数と彦根市の人口で割ったもの)は全国平均

	平成26年度	平成25年度
年間のごみ排出量	約 43,000 トン	約 46,000 トン
市民1人1日当たりのごみ排出量	1,050 グラム	1,112 グラム
ごみ処理経費(年間)	約 12億7千万円	約 12億6千万円

を上回り、滋賀県の各市町の中で一番多くなっています。また、平成26年度のごみ処理(収集運搬・中間処理、最終処分など)経費は、消費税が8パーセントになった影響もあって、約12億7千万円になりました。

このように、ごみの処理には、多くの費用が必要です。ごみの排出量が減り、処理にかかる費用を減らすことができれば、限られた彦根市の財源を有効に活用することが出来ます。

家庭から出るごみは、「生ごみの水切り」や「お店にある、各種回収ボックスを利用したりサイクル」など皆さんのひと手間、減らすことができます。みなさんのご協力をお願いします。

問い合わせ先 雨生活環境課 ☎30・6116番、FAX 27・0395番

2月5日(金)~3月8日(火)  
「弥千代の雛と婚礼調度」

井伊直弼の愛娘(まなむすめ)弥千代(やちよ)の雛(ひな)と85件に及ぶ大揃いの雛道具を、弥千代の婚礼調度とともに公開します。



◀(屏風・小袖・袷箱・三棚) 弥千代の雛道具 ▶

ギャラリートーク

2月6日(土) 11:00~11:30、14:00~14:30  
※事前申込:不要 場所:展示室1

観覧料が必要

2月11日(木・祝) 開館29周年記念日  
観覧者に、抽選で粗品を差し上げます。

— 常設展示の名品 —

常設展示「ほんものとの出会い」では、譜代大名筆頭・井伊家に伝来した名宝を中心に80点あまりを展示しています。

## 「ほんもの」 との出会い

2月5日(金)~3月8日(火)  
能装束 単狩衣 萌葱地梅立涌文様



狩衣は、神性をそなえた翁(おきな)や貴人が着用する表着(うわぎ)。鮮やかな萌葱色が目を引くこの1領は、立涌文の間に咲き誇る梅の枝が紗(しゃ)で描かれ、暖かな春の到来を表しているかのようです。

※2月2日(火)~同4日(木)は展示替えのため、一部を閉室します。

# 文化プラザだより

チケットのお申し込み、お問い合わせは  
チケットセンター ☎27-5200 (9:00~19:00)  
インターネットでも購入いただけます。http://bunpla.jp/

5月5日(木・祝) 14:00 エコーホール  
第7回エコーホールピアノメンバー演奏会

## ア・ピアチエーレ!



優れた音響特性のエコーホールで、外国製フルコンサートピアノを使用して、練習を重ねたメンバーの成果発表です。  
タイトルの「ア・ピアチエーレ!」は、音楽用語で「自由に」の意味です。バラエティーに富んだ楽曲を、お手軽な価格でお聞きいただけます。  
また、関連事業として、エコーホールロビーにピアノメンバーである竹川久仁子さんのガラス細工作品展示を行います。

【2月6日(土)9:00発売】  
自由 一般500円、友の会450円、  
学生以下無料(入場券が必要)  
※未就学児も入場できます。  
※ひこね市文化プラザチケットセンター窓口のみの販売です。

ひこね市文化プラザ 友の会会員募集中! 詳しくは☎26-8601へ  
ひこね市文化プラザ サポーターズ(運営ボランティア)募集中!

2月の休館日 1日(月)、8日(月)、15日(月)、22日(月)、29日(月)

5月12日(木) 10:30 メッセホール

## ベビーといっしょにコンサート2016



童謡や季節の歌を歌ったり、手遊びや体を動かしたり、クラシック曲の演奏を聴いたり親子で楽しめる内容のコンサートです。  
イス席だけでなくハイハイできるマット敷きの席もあります。また、ロビーに授乳スペース・おむつ替えスペース・ベビーカー預かりコーナーも用意しています。

【2月6日(土)9:00発売】 友の会500円  
【2月13日(土)9:00発売】 一般500円  
自由 【当日】 一般700円  
※大人1人につき、未就学児2人まで入場できます。

【各公演 発売初日の予約の取り扱いについて】  
※電話予約・インターネット予約のみの受付となります。  
※窓口でのチケット引き取り・販売は翌開館日から承ります。

◎表記のチケット価格は、すべて税込価格です。

# ときの玉手箱

博物館からのメッセージ

## 華麗なる硯 — 書院を飾る文房具の美 —

文房具というと、現代では、ノートやペンなど文字を書く際に用いる道具を主に連想します。しかし、本来は、より広い意味を持つ言葉でした。「文房」は書齋を意味する言葉であり、書齋に備え付けられた机や棚などの調度品も、筆や硯とともに文房具と呼ばれてきたのです。

室町時代の頃から、書院と呼ばれる空間に、中国の文人の書齋を思わせるような文机や硯、筆架、筆洗などの文房具を飾る「文房飾り」が行われるようになり、江戸時代には、室内を飾る室礼の一つとして、その形式が確立されました。飾りとしての文房具は、時に実用から離れ、工芸技術の粋を集めた美術品としての価値を持ち、鑑賞の対象にもなりました。

写真の硯は、その典型とも言える作品です。井伊家伝来の文房具の一つで、大きな紫水晶を加工してあつらえられた硯であり、江戸時代の作品と考えられます。  
水晶の硯は表面が滑るため、墨を擦る用途には適さないのですが、古

来、その美しさが愛でられ、鑑賞用の「飾硯」として用いられてきました。

この作品は、水晶の表面を平らに削り、中央に、墨を擦る部分(硯の陸)と擦った墨汁を溜める部分(硯の海)をしつらえていきます。硯の蓋は、象牙と鼈甲で鼓を象ったもの。上部には、鶏型の銀の水滴を嵌め込んでいます。紫檀の台座には、梅樹が彫り表わされており、いかにも大名家に相応しい豪華な作品に仕上げられています。

ここで、水滴と硯蓋に表わされた鶏と鼓に注目してみましよう。この2つは、単なる飾りとして無意味に取り合わされたものではありません。中国古代の伝説的な名君、堯帝の故事「諫鼓苔むして鳥驚かぬ」にちなんだ意匠です。

「諫鼓」は、堯帝の頃、官庁に設置された鼓のことで、人民が君主に諫言しようとする時に打ち鳴らされるものでした。「諫鼓苔むして…」の言葉は、諫鼓が堯帝の善政により使用されることなく苔が生えてしま

うほどであり、鳥も諫鼓の音に驚くことがないという逸話を表わしています。この故事に基づき、鼓と鳥は、名君によって世の中がよく治まっていることを象徴する組み合わせとして用いられてきたのです。

さて、そもそも文房具は、知性を象徴する道具と言えます。その意匠に鼓と鳥を取り入れるということには、知性によって善政を行うという意味が込められているとも考えられます。この硯を、井伊家歴代のどの当主が用いたのかは分かりませんが、「武」ではなく「文」によって、善政を施かんとする藩主にこそ相応しい作品と言えるでしょう。  
(彦根城博物館学芸員 奥田晶子)



▲紫水晶鶏鼓硯

写真の作品は、常設展「ほんものとの出会い」で2月3日(水)~4月11日(月)の期間、展示します(期間中無休)。



# 健康だより

すくすく ベイビー



古川 友菜ちゃん  
(古沢町)



青木 勇斗ちゃん  
(平田町)



前田 蒼翔ちゃん  
(清崎町)



ひこね元気計画21  
マスコットキャラクター  
“コンキー君”

## プレママサロン ららら♪

妊婦友達を作りませんか。妊娠・出産や、これからの子育てのことなどみんなで楽しく話しましょう。

日時 2月26日(金) 13:30～15:00  
(受付 13:15～13:30)

場所 くすのきセンター 1階

対象 彦根市に住民登録のある妊娠16週以降の妊婦

持ち物 母子健康手帳

申込 不要

その他 託児はありません。

## プレママの歯科健診

妊娠中は、歯周病にかかりやすいといわれています。歯科健診や正しいブラッシング指導を受けてみませんか。妊婦さん同士の交流や、赤ちゃんの歯についての話もあります。

日時 2月25日(木) 13:30～15:30  
(受付 13:15～13:30)

場所 くすのきセンター 1階

対象 彦根市に住民登録のある妊娠16週以降の妊婦

申込期間 2月1日(月)～同15日(月)

持ち物 母子健康手帳、手鏡、歯ブラシ、コップ、口ふきタオル

申込 必要

申込方法 健康推進課に電話かFAXで申し込んでください。QRコード対応の携帯電話を使って申し込むこともできます。

その他 託児はありません。



プレママの歯科健診の申し込みQRコード

健康推進課(八坂町 市立病院敷地内・くすのきセンター2階)  
☎24-0816、FAX24-5870

## 栄養相談

☆高齢者の食生活アドバイス☆

介護をしている人、自分の食事作りで困っている人など、この機会に相談してみませんか。

日時 2月8日(月) 9:00～、10:30～(予約制、各1人)

場所 くすのきセンター2階

※上記のテーマ・日時以外にも、さまざまな栄養相談を受け付けています。

## 高齢者肺炎球菌感染症の予防接種 接種期限は3月31日(木)まで

高齢者肺炎球菌感染症の予防接種は、平成26年10月から平成30年度までの間に、1人1回、定期接種の対象になる機会があります。対象となる年度のみ公費助成が受けられます。

### 平成27年度の対象者

- 次の①②いずれかに当てはまる人
- ①平成27年4月2日から平成28年4月1日までの間に次の対象年齢をむかえる人  
**65、70、75、80、85、90、95、100歳**
- ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害がある人またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人

対象者には、平成27年4月に予診票を郵送しています。公費助成が受けられる接種期間は3月31日までです。今まで一度も23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがなく接種を希望する人は、早めに接種してください。(接種期間を過ぎると、自費での接種になります)

※予診票は医療機関にはありません。予診票を紛失した人や転入してきた人は、健康推進課に連絡してください。

健康推進課(八坂町 市立病院敷地内・くすのきセンター2階)  
☎24-0816、FAX24-5870

## 2月4日(木)～同10日(水) 滋賀県がんと向き合う週間

私はがんになりません。そう言い切れるのは、2人に1人。  
知らないことが一番危険なのです。

- ▶がんを予防しましょう。
- ▶がん検診を受けましょう。「大人ももらおう！大事な体の成績表」

### がん検診を追加で行います。

今年度のがん検診を受診していない人、がん検診無料クーポン券を持っている人は、ぜひ受診してください。

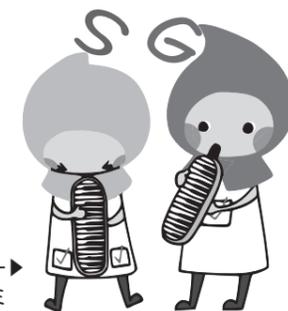
実施日 2月29日(月)  
受付時間 9:00～11:00  
場所 くすのきセンター  
定員 50人(先着順)  
申込期限 2月22日(月)  
申込方法 **がん検診予約専用電話☎24-3719**に電話をして申し込んでください。



▲乳がん検診無料クーポン券

※大腸がん検診無料クーポン券を持っている人は、この日に限り使用できます。  
※乳がん検診無料クーポン券を持っている人で、予約をしていない人はこの機会に受診してください。(医療機関検診の予約は終了しています)

滋賀の健康づくりキャラクター  
しがのハグ&クミ



## ナターリヤの部屋

### 第20回 「おもてなし」を考え直す

最近、「おもてなし」という言葉をよく耳にします。来日する前は全く知らなかった言葉でしたが、私が日本に住み始めた頃は「おもてなし」という言葉が流行語になっていました。しかし、その言葉に多少、違和感を覚えた記憶があります。確かに、日本のサービスはすごく丁寧で、お客さんへの配慮が優れていると何度も実感しました。

一方で、お客さんに満足してもらうためにサービスするのは決して日本だけのことではないし、「おもてなし」といえる行為は一体どういうことなのかを考えたりしました。

外国人の立場から考える「おもてなし」に関連するエピソードがあります。日本に住んでいた外国人の知人が、製品のトラブルでお客サポートセンターに電話した時の話です。電話で話していたスタッフはすごく丁寧で、いろいろ説明してくれました。しかし、日本語では簡単な会話しかできなかった知人は、そのスタッフが使う敬語にた

いへん混乱したそうです。そこで、「私には敬語がわからないので、普通に話してくれないか」とスタッフに頼みました。その意外な依頼にスタッフは戸惑ったようで、「申し訳ありませんが、それはできません」と答えたそうです。なぜなら、お客さんと話す時に、敬語以外の言葉遣いは失礼になるからです。その理由を聞いた知人はもちろん納得できず、いら立ちを感じてしまったのです。

普通に考えると、お客さんと話す時は丁寧な言葉遣いをする必要があると思います。おそらく、スタッフはそのように考えて、知人に対応しました。

しかし、相手の立場から考えないと、かえって失礼なことをしてしまう場合があります。今回は外国人の話でしたが、そのほかに子ども、高齢者、体の不自由な人など、一人ひとりに当てはまる「おもてなし」があるのではないかと思います。

このような話を聞くたびに、「おもてなし」は固定されたルールや対応などではなく、「相手に対して柔軟性を持って接すること」だと感じます。これからオリンピックに向けて、日本は観光客へのサービス向上を目指すと思いますが、本当に喜ばれる「おもてなし」とは何かを考えてみてはどうでしょうか。

【彦根市国際交流員 ナターリヤ】



# 個人番号カードを交付しています

1月1日から個人番号カードの交付が始まっています。カードの交付準備ができた人から順次、案内文書（はがき）を送付しますので、案内文書が届いた人は、困市民課窓口などに受け取りに来てください。

なお、案内文書は転送不要郵便物で送付します。郵便局に転送届出をされている人は、案内文書が届きません。

また、個人番号カードの交付時には、必ず案内文書を持ってきてください。

**開庁日時** 2月から6月までの第2および第4日曜日

午前8時30分～正午まで  
※各種証明書の発行、住民異動・戸籍届出の受付業務など、個人番号カードの交付以外の業務は行いません。

詳しくは、困市民課にお問い合わせください。

**問い合わせ先** 困市民課  
30・6111番、FAX 22・1308番  
稲枝支所 ☎43・2225番、FAX 43・8020番



▲個人番号カード 表面(イメージ)

**休日でも受け取れます**  
困市民課窓口を左記のとおり休日開庁します。

## 話題のひろば



### 今までの感謝、これからの決意 新成人代表のことば

1月10日、新成人のつどいがひこね市文化プラザで開催され、スーツや振り袖などを着た新成人878人が出席しました。

式典中、新成人のつどい実行委員長の佐々木慎平さんは「今日のこの日まで、私を支えてくれた全ての人に感謝し、これからも胸を張って生きていきたいと思います」と新成人代表のことばを話しました。



### 人口と世帯数

平成28年1月1日現在

人口	112,786人(-10)
男	55,671人(+18)
女	57,115人(-28)
世帯数	45,941世帯(-17)

( )内は前月との比較

### 五輪決勝の壁を「超」える

陸上短距離選手の桐生祥秀さんも、新成人のつどいに出席しました。

桐生さんは、つどい終了後の記者会見で、色紙に今年の目標として「超」の文字をしたため「五輪で決勝進出という壁をこえたい。しっかり勝負して今の実力を試したい」と意気込みを語りました。桐生さんが書いた色紙は、市役所1階ロビーに展示しています。また、彦根市ホームページでは、桐生さんから彦根の子ども達へのメッセージを動画で公開しています。

### 表紙の写真